

## 嶺南西部地域低炭素の街づくり推進協議会開催要領

(名称および目的)

第1条 太陽光発電等の再生可能エネルギーと先進的な省エネ関連技術等を原子力発電所立地地域である嶺南西部地域に集中・集積させ、住民が生活レベルでメリットを享受・実感でき、県内全域のモデルとなる低炭素の街をつくるため、「嶺南西部地域低炭素の街づくり推進協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第1条に掲げる目的の達成に向けた事業の推進に関すること
- (2) その他目的を達成するための必要事項

(組 織)

第3条 協議会は、協議会の趣旨に賛同する次の分野からなる委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者（電力、自動車、建築、電機等）
- (3) 研究機関
- (4) 国、県、地元自治体
- (5) その他、会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、就任した日から25年度末までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

(謝 金)

第5条 委員が協議会に出席した場合は、報償費を支払うものとする。報償費の額は、県予算の範囲内で他の同様な会との均衡を考慮して支給する。

(費用弁償)

第6条 費用弁償による費用（旅費）は、福井県一般職の職員の旅費に関する規程に定める額とする。

(役員および事務局)

第7条 協議会に、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、副会長を指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 5 事務局は、福井県安全環境部環境政策課に置く。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会に、個別事業に関する協議・調整を行うワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、協議会参加機関の実務担当者等で構成する。

(オブザーバー)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者（以下「オブザーバー」という。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 オブザーバーへの謝金については他の同様な会との均衡を考慮して県予算の範囲内で支給することとし、費用弁償については、第6条の規定により支給する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月2日から施行する。